

株主各位

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2022年5月26日

コスモエネルギーホールディングス株式会社

目 次

1. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」	1 頁
2. 事業報告の「会計監査人の状況」	2 頁
3. 事業報告の「内部統制システムに関する 基本方針」	3 頁
4. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	9 頁
5. 連結計算書類の「連結注記表」	10 頁
6. 計算書類の「株主資本等変動計算書」	22 頁
7. 計算書類の「個別注記表」	23 頁

上記の事項は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/ir/meeting/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」

新株予約権等の状況

2018年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	6,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 転換価格は、3,741.7円とする。
新株予約権の行使期間	2018年12月19日から2022年11月21日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。

(注) 転換価格は2021年4月1日以降3,741.7円から3,694.0円に調整されました。

2. 事業報告の「会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	153百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	369百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社であるCOSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 事業報告の「内部統制システムに関する基本方針」

(1) 内部統制システムに関する基本方針（2022年3月31日現在）

当社は、コスモエネルギーグループ理念及び企業行動指針を実践し、職務を適正かつ効率的に執行するため、当社及びグループ会社の取締役及び使用人等の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制、監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備について、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決議しております。

なお、グループ会社は当社、中核事業会社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社、コスモエネルギー開発株式会社）及び準中核事業会社（丸善石油化学株式会社）に代表される子会社群で構成される企業集団とします。

1. 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について（会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第4号、第5号ニ）

<グループ理念及び企業行動指針>

- 当社は、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえた「コスモエネルギーグループ理念」を制定し、これを推進し達成するための具体的指針としての「コスモエネルギーグループ企業行動指針」を定める。

<コーポレート・ガバナンス>

- 当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
- 当社は、持株会社であり、3つの中核事業会社及び準中核事業会社を中心とした事業体制をとり、事業環境変化に対し機動的に業務執行を果たすため、中核事業会社及び準中核事業会社に権限と責任を委譲し、成長事業の育成及び安全文化の醸成等の重要な経営判断の迅速化を図る。
- 当社は、当社及びグループ会社の健全な事業活動を推進するため、サステナビリティ活動全般及び内部統制を統括し、非財務の方針・指標を決定する機関として、社長執行役員を議長とするサステナビリティ戦略会議を設置し、サステナビリティ戦略会議で決定・報告した内容のうち、重要なものを取締役会へ付議・報告する。

<職務の執行と監督の分離>

- 当社は、執行役員制度を導入しており、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

<内部監査の充実>

- 当社は、当社及びグループ会社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規程に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査室による監査を実施する。

<コンプライアンス>

- 当社は、当社及びグループ会社の法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口として、コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルpline）を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び企業価値の維持・向上を図る。
- 当社は、グループ会社にサステナビリティ推進責任者（グループ会社の社長）を配置して、サステナビリティ連絡会を開催し、当社及びグループ会社における企業倫理に対する取り組みを推進する。

＜反社会的勢力に対する姿勢＞

- ・当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。

2. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第2号、第5号口）

- ・当社は、当社及びグループ会社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定（リスクマネジメント規程、危機管理規程の制定）するとともに、サステナビリティ戦略会議及びサステナビリティコミッティにて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
- ・当社は、サステナビリティ戦略会議より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。
- ・当社及びグループ会社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。

3. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第3号、第5号ハ）

- ・当社は、取締役会規程に基づき、また重要な案件が生じた場合は必要に応じて取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要な事項を決定する。
- ・当社は、経営執行会議規程に基づき、また重要な案件が生じた場合は必要に応じて経営執行会議を開催し、取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要な事項を審議する業務執行の意思決定機関とする。
- ・当社は、組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた業務規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。
- ・当社は、当社及びグループ会社の経営方針を踏まえた経営計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく当社及びグループ会社の年度計画を決定し、業績管理を実施する。
- ・当社は、グループ会社に対し、当社の体制を参考として又はグループ会社の組織に応じて、取締役等の職務の執行が効率的に行われるために必要な体制を構築させる。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

- ・当社は、取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。
- ・当社は、適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。

5. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ）

- ・当社は、グループ会社経営全般に関して当社とグループ会社との間で定期的にミーティングを開催し重要な情報を共有するほか、グループ会社の管理に関する規程に基づき、グループ会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、又は報告を受けることとする。
- ・当社が制定する連結中期サステナビリティ計画（サステナビリティ戦略会議で定めた活動施策等）に基づき、グループ会社に対し、諸施策の実施状況の報告を求めるとともに、諸施策の改善、見直し等を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について（会社法施行規則第110条の4第1項第1号、同項第2号、同項第3号）

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するため、専属のスタッフを配置する。
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制について（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）

- ・当社及びグループ会社の取締役・使用人等は、法定事項のほか（1）当社及びグループ会社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項（2）監査室及びグループ会社の監査役・監査室の活動概要（3）当社及びグループ会社の内部統制に関する活動概要（4）コスモエネルギーグループ企業倫理ヘルplineの運用の状況を監査等委員会に適時報告する。
- ・コスモエネルギーグループ企業倫理ヘルplineに通報があった場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・当社及びグループ会社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。

8. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について（会社法施行規則第110条の4第1項第5号）

- ・当社は、当社及びグループ会社の取締役・使用人等が、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）

- ・当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ・当社は、監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）

- ・当社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ・当社は、監査等委員会と社長、主要部室長及びグループ会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
- ・当社の監査室・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。

(2) 内部統制システムに関する基本方針の運用状況の概要

コスモエネルギーグループでは、グループ理念及び企業行動指針を実践し職務を適正かつ効率的に執行するため、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社及びグループ各社の取締役・社員の職務執行、リスクマネジメント・内部監査、監査等委員会による監査の体制を整備・運用しています。また、内部統制を統括する組織として社長執行役員を議長とするサステナビリティ戦略会議を設置し、連結中期サステナビリティ計画の活動の実績・評価を行い、重要な事項を取締役会に報告しています。当連結会計年度は、重要事項について取締役会へ定期的に報告いたしました。さらに、これらの内容はサステナビリティ連絡会において、グループ会社と情報共有することによりグループ会社全体の統制を図っています。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

- ・当社は、社内規程に従い、取締役会を計9回、経営執行会議を計20回開催し、取締役会では、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの経営に関する基本方針及び重要事項を、経営執行会議においては、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議・決定しました。
- ・当社は、グループ全体に幅広く倫理観を醸成することを目的に、グループ会社全社員を対象として、企業倫理eラーニングによる個別研修を実施し、企業行動指針の理解度をさらに深めるとともに、メールマガジン発行、従業員意識調査、労働時間の適正管理、多様性を尊重した職場づくりなど、一貫性のある内容を年間を通じて継続し、企業倫理・人権に対する社員の意識向上を図りました。また、当社は、業務における法令及び倫理上の問題を匿名で相談・通報できる仕組みとしてコスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルpline）を社内及び社外（弁護士事務所）に設置するとともに、外部の専門家による心情理解、安心感が得られるなどのカウンセリング効果によるメンタルヘルス不調の未然防止、職場環境の早期解決を図ることを目的とした「ハラスメント相談窓口」を社外に開設しております。

2. 損失の危険の管理に関する運用状況

当社グループは、エネルギーの安定供給への強い使命感のもと、連結中期サステナビリティ計画（2018年度～2022年度）の重点項目として「ガバナンス体制の強化」を掲げ、意図的に「リスク管理」を重点課題として組み入れており、目標とKPIを設定してガバナンス体制の強化を図りました。サステナビリティ戦略会議がグループ全体に関わるリスクや安全方針の審議、リスクへの取り組みや安全活動の進捗を確認するなど、当社グループにおけるリスク及び安全管理活動を推進しました。同会議においては、グループ横断的なリスクの洗い出しと優先的に対策すべき事項を定めた2021年度「CEG重点取組リスク（コスモエネルギーグループ重点取組リスク）」への対応状況を確認し、首都直下地震をはじめとした巨大地震への対応として危機対策本部地震BCP訓練を行い、当社グループ全体のリスクマネジメントの強化に取り組みました。当連結会計年度は同会議で3回の報告を行い、グループ各社の安全管理活動の確認・改善を行いました。

3. 監査等委員会の職務遂行の実効性を確保するための体制に関する運用状況

- ・監査等委員会による職務執行を実効的なものとするため、経営執行会議、グループ戦略会議などの重要な会議への出席、グループ各社の監査役との連携、並びに内部監査部門や会計監査人との連携を行いました。
- ・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部統制システムの基本方針に従い、適切な補助使用人を配置するとともに、監査等委員が出席しない会議などの付議資料及び議事録並びに稟議書の閲覧など、監査等委員会に必要かつ十分な情報を提供しました。

4. グループ会社の経営管理に関する運用状況

当社グループは、持株会社体制に沿ったグループガバナンスの適正化を図ることを目的として、グループ管理規程や決裁権限規程など社内規程を整備し、当社並びに当社グループの監督権限に関する事項について定めております。これに従い、当社及びグループ各社は、それぞれの傘下のグループ会社における経営上の重要事項について、審議し承認を行うとともに、適宜報告を受けました。

4. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	40,000	82,843	211,977	△2,019	332,802
会計方針の変更による累積的影響額			△714		△714
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,000	82,843	211,263	△2,019	332,087
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,781		△6,781
親会社株主に帰属する当期純利益			138,890		138,890
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				117	117
持分法の適用範囲の変動			△2		△2
土地再評価差額金の取崩			7		7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	132,113	116	132,230
2022年3月31日 残高	40,000	82,843	343,377	△1,902	464,318

	その他の包括利益累計額						非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日 残高	4,938	△85	△21,123	5,873	2,540	△7,855	124,173	449,120
会計方針の変更による累積的影響額								△714
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,938	△85	△21,123	5,873	2,540	△7,855	124,173	448,405
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△6,781
親会社株主に帰属する当期純利益								138,890
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								117
持分法の適用範囲の変動								△2
土地再評価差額金の取崩			△7			△7		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△327	△450	△8	1,817	△1,285	△255	3,597	3,342
連結会計年度中の変動額合計	△327	△450	△16	1,817	△1,285	△262	3,597	135,565
2022年3月31日 残高	4,610	△536	△21,139	7,691	1,255	△8,118	127,771	583,971

5. 連結計算書類の「連結注記表」

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……… 33社

主要な連結子会社の名称
コスモエネルギー開発㈱
コスモ石油㈱
コスモ石油マーケティング㈱
アブダビ石油㈱
丸善石油化学㈱

前連結会計年度において連結子会社であった㈱稚内ウインドパワーは当連結会計年度において、清算結了により、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 ㈱長田野ガスセンター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社13社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数……… 13社

主要な会社名……… ㈱長田野ガスセンター

前連結会計年度において持分法適用会社であった桜橋産業㈱及び㈱ロード資材は連結子会社であるコスモ石油販売㈱に吸収合併されたため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外し、同じく、持分法適用会社であったアブダビ興産㈱及びA.D. MARINE, INC. は清算結了したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用した関連会社数……… 12社

主要な会社名……… Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.、合同石油開発㈱、ジクシス㈱、キグナス石油㈱

前連結会計年度において持分法非適用会社であった千葉アルコン製造㈱を重要性の観点から当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

扇島石油基地㈱、霞桟橋管理㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社33社のうち、アブダビ石油㈱、カタール石油開発㈱、COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.、COSMO OIL EUROPE B. V. 及びCosmo E&P Albahriya Limitedの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、連結子会社のコスモ石油㈱が保有する製油所の有形固定資産のうち、機械装置、構築物及び油槽の耐用年数については、その使用実態をより反映した経済的耐用年数によつており、連結子会社のコスモ石油プロパティサービス㈱が保有する給油所建物については、主として過去の実績を勘案した経済的耐用年数の15年によつております。また、連結子会社のアブダビ石油㈱については、主として利権協定で規定されている耐用年数及び現有資産の耐久性等を勘案した経済的耐用年数によつております、連結子会社のコスモエコパワー㈱及びその子会社については、風力発電設備の耐用年数について主として経済的耐用年数の20年によつております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によつております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によつております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によつております。

(3) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によつております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等 財務内容評価法によつております。

② 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用及び製油所の機械装置並びに工場の製造設備に係る定期修繕費用等の当連結会計年度対応額を計上しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑥ 役員報酬B I P信託引当金

当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員並びに一部の連結子会社の取締役(以下、当該役員等)において将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、当該役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、石油事業、石油化学事業、石油開発事業、再生可能エネルギー事業及びその他の事業において、主に製品の販売を行っております。

当社グループは、主に契約にて約束された製品を顧客に引き渡した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転することにより契約上の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

または代替的取扱いにより出荷した時点において、収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(商品関連)

ヘッジ手段…原油・製品スワップ取引、原油・製品先物取引

ヘッジ対象…原油・製品売買取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内規に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

a. ヘッジ会計の方法・・・特例処理によっております

b. ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

c. ヘッジ対象・・・借入金

d. ヘッジ取引の種類・・・キャッシュ・フローを固定するもの

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 生産物分与費用回収権の会計処理

一部の連結子会社において、生産物分与契約に基づき投下した探鉱・開発費用等を投資その他の資産「生産物分与費用回収権」に計上しております。

生産開始後、同契約に基づき生産物をもって探鉱・開発費用等を回収しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当連結会計年度の期末から適用しております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当連結会計年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 土地を信託財産とする信託受益権に関する会計処理

一部の連結子会社が保有する土地を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の該当科目に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、主に同様の性質及び価値をもつ石油製品等の交換取引に係る会計処理等を変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は654,126百万円減少し、売上原価は652,774百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,180百万円減少し、営業利益は172百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ410百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は714百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「その他」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、一部の連結子会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、主として定率法（ただし、1998年4月以降取得の建物並びに2016年4月以降取得の建物附属設備、構築物及び油槽は定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

この変更は、当該連結子会社において2020年度以降順次完了する大規模設備投資を契機に減価償却方法を検討した結果、今後生産設備等が長期にわたり安定的に稼働することが見込まれ、投資効果が平均的に生ずると見込まれることから、定額法がより合理的と判断したことによるものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,940百万円それぞれ増加しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産は、その回収可能性を毎期見直し、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。

当社グループは、連結貸借対照表上42,858百万円の繰延税金資産を計上しており、繰延税金負債との相殺前の金額は67,782百万円となっております。当社グループは、連結納税制度を適用し、当社を連結親法人とする連結納税主体（以下、連結納税グループ）としての繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）は42,404百万円であり、連結全体に対して高い割合を占めております。

連結納税グループにおいては、過去に重要な税務上の欠損金が発生し、当該欠損金が過去に繰越期限切れとなっております。しかしながら、重要な税務上の欠損金が生じた原因が非経常的なものであり、連結中期経営計画及びその進捗状況、過去及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案し、将来の複数年において一時差異等加減算前課税所得が生じることを見込んで、繰延税金資産を計上しております。

当該一時差異等加減算前課税所得の見積りは、当社グループが作成した単年度予算を基礎として不確実性の影響評価に基づく調整を加味しております。主要な仮定の設定に際し、足元原油価格はロシアによるウクライナ侵攻等の世界情勢の不透明感により高騰しておりますが、当社グループは当初の予算前提が継続すると仮定しております。国内需要は2022年3月時点の中長期の需要予測に基づいており、国内市況は安定した状況が続くと想定しております。また、製油所においては、生産数量を上回る販売数量を確保することにより、製油所は高稼働の状態を維持できると見込んでおります。

経営者は、繰延税金資産の回収可能性の検討に際して行っている会計上の見積りは合理的であり、繰延税金資産として計上している金額は適切であると判断しております。ただし、これら見積りには、将来の予測不能な不確実性が含まれているため、前提条件の変化により、見積りを変更し、翌連結会計年度以降繰延税金資産の取崩しを行う可能性があります。

2. 生産物分与費用回収権の評価について

生産物分与費用回収権はカタール国政府と締結している生産物分与契約に基づいて投下した探鉱・開発費用等であります。生産開始後、同契約に基づく生産物をもって投資額は回収され、連結貸借対照表上の計上額はその未回収額1,322百万円となっております。当該回収権につき、減損の兆候があると認められる場合には、資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。当連結会計年度においては、生産物分与費用回収権に対して連結損益計算書上「減損損失」として10,849百万円の減損損失を計上しております。

当連結会計年度において、生産量は生産設備の不調等により予想を下回っております。生産物分与契約の満了日（2022年12月）が近づき、現状の生産状況を考慮した契約延長提案の詳細を検討した結果、事業継続の不確実性が高まったとして、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を行い、判定の結果、減損損失を10,849百万円計上しております。減損損失の認識の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した翌年度予算及び当年度末に策定した事業計画を基礎として不確実性の影響評価に基づく調整を加味し、生産期間、原油生産及び原油価格を主要な仮定としております。

経営者は、生産物分与費用回収権の評価に際して行っている会計上の見積りは合理的であり、生産物分与費用回収権として計上している金額は適切であると判断しております。ただし、これら見積りには、将来の予測不能な不確実性が含まれているため、前提条件の変化により、見積りを変更し、翌連結会計年度以降生産物分与費用回収権の減損損失の認識を行う可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,107,618百万円
2. 担保資産	
(1) 担保資産の内容及びその金額	
有形固定資産	123,200百万円
現金及び預金	40,087百万円
売掛金	11,741百万円
投資有価証券(注)	1,817百万円
(注) 投資有価証券1,817百万円は、当社の連結子会社であるコスマエコパワー㈱の出資先の借入金を担保するため、物上保証に供しております。	
(2) 担保に係る債務の金額	
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	46,598百万円
銀行取引に係る債務	20,991百万円
(3) 営業保証等に係る担保資産	
その他(流動資産)	13,951百万円
3. 国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額	
機械装置及び運搬具	3,389百万円
油槽	62百万円
建設仮勘定	237百万円
4. 偶発債務	
関係会社等の金融機関からの借入及び契約履行に対する債務保証等を行っております。	
千葉アルコン製造株式会社	5,292百万円
バイオマス燃料供給有限責任事業組合	4,814百万円
北海道北部風力送電株式会社	2,222百万円
その他	67百万円
5. 土地の再評価に関する事項	
連結子会社3社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法	
連結子会社のコスマ石油㈱の製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った日	
2002年3月31日(連結子会社1社については2001年12月31日)	
・再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	30,544百万円

6. 財務制限条項

借入金のうち、54,160百万円（1年内返済予定額を含む）には、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものは以下の通りです。）

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2024年9月30日	15,600百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,566億円以上に維持すること
(2)	2022年4月28日	17,060百万円	各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,520億円以上に維持すること
(3)	2024年4月3日	10,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2,136億円以上に維持すること
(4)	2023年3月31日	10,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2,411億円以上に維持すること

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式及び自己株式の種類及び数

発行済株式	普通株式	84,770,508株
自己株式	普通株式	1,008,526株
(内 役員報酬BIP信託に伴う株数		1,004,720株)

2. 剰余金の配当

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,781	80	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 配当金の総額に含まれるBIP信託が所有する自己株式に対する配当金額 86百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,476	利益剰余金	100	2022年3月31日	2022年6月24日

(注) 配当金の総額に含まれるBIP信託が所有する自己株式に対する配当金額 100百万円

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	16,242,555株
------	-------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、製油所や風力発電サイト等への設備投資資金や運転資金を、社債等の直接金融や銀行からの借入金等の間接金融によって調達しております。

受取手形、売掛金並びに未収入金については、顧客の信用リスクが生じるものについて、与信管理制度に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金等は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の主な用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

また、通貨関連では為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引を行っており、商品関連では、価格変動リスクをヘッジすることを目的とした原油・石油製品のスワップ取引及び公開先物市場における商品先物取引を行っております。なお、いずれのデリバティブ取引も実需の範囲内で行うことを基本としており投機目的のデリバティブは行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額99,682百万円）は、下表の「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、コマーシャル・ペーパー、未払金、未払揮発油税並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	19,037	19,070	33
(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	(60,000)	(60,513)	513
(3) 社債	(3,000)	(2,985)	△14
(4) 長期借入金	(242,873)	(239,739)	△3,133
(5) デリバティブ取引	8,697	8,697	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,246	—	—	18,246
その他	—	734	—	734
デリバティブ取引 (*)				
通貨関連	—	9,964	—	9,964
商品関連	—	(1,267)	—	(1,267)

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	90	—	90
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	—	(60,513)	—	(60,513)
社債	—	(2,985)	—	(2,985)
長期借入金	—	(239,739)	—	(239,739)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引所の価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格及び先物取引市場等における最終の価格を基準に算出しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されており、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記「長期借入金」参照)

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、主に以下の資産除去債務を計上しております。

- ・給油所の事業用定期借地権契約等に伴う原状回復義務
- ・風力発電施設の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務
- ・事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務
- ・利権協定効力発生に伴う廃山義務

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8～50年と見積り、割引率は0.005%～3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)	
2021年4月1日 ～2022年3月31日	
期首残高	20,488
有形固定資産の取得に伴う増加額	309
見積りの変更による増加額	2,382
時の経過による調整額	243
資産除去債務の履行による減少額	△578
その他増減額（△は減少）	△22
期末残高	22,823

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、主に連結子会社が利権協定効力発生に伴う廃山義務として計上していた資産除去債務について除去費用を見直した結果、将来発生する除去費用が期首時点における見積額から増加することが明らかになつたため見積りの変更を行いました。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の給油所設備やオフィスビル等を、また、将来の使用が見込まれていない遊休不動産を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)	
連結貸借対照表計上額	時価
28,467	29,137

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、不動産鑑定評価基準に基づく評価額等を参考しております。
また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額を時価とみなし、一部の建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,446円39銭
2. 1株当たり当期純利益	1,658円64銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は5円31銭減少し、1株当たり当期純利益は3円22銭増加しております。

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	1,748百万円
1年超	1,776百万円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	石油事業	石油化学事業	石油開発事業	再生可能 エネルギー 事業	その他	合計
日本	1,871,666	299,196	31,973	13,091	21,620	2,237,547
アジア	84,688	12,399	—	—	67	97,155
その他	98,072	691	5,235	—	1,750	105,749
外部顧客への 売上高	2,054,427	312,286	37,208	13,091	23,437	2,440,452
顧客との契約か ら生じる収益	2,051,640	311,949	37,208	13,091	22,875	2,436,764

(注) 1 グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2 外部顧客への売上高の内訳には、顧客との契約から生じる収益以外に、その他の源泉から生じる収益が3,687百万円含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

石油事業

石油事業においては、原油と石油製品の輸出入、精製、貯蔵及び販売等を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品を顧客に引き渡した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転することにより契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された金額で収益を認識しております。または代替的取扱いにより出荷した時点において、契約にて約束された金額で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品及び割引額等を控除した金額により認識しております。取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。対価に変動可能性のある取引については、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。

石油化学事業

石油化学事業においては、石油化学製品の製造及び販売を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品を顧客に引き渡した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転することにより、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された金額で収益を認識しております。取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。対価に変動可能性のある取引については、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。

石油開発事業

石油開発事業においては、原油の開発、生産及び販売を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品を顧客に引き渡した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転することにより、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された金額で収益を認識しております。取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。

再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業においては、風力発電による電力の供給販売を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品を顧客に引き渡した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転することにより、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された金額で収益を認識しております。取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	216,853
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	269,819
契約資産（期首残高）	2,016
契約資産（期末残高）	1,932
契約負債（期首残高）	7,021
契約負債（期末残高）	9,279

契約資産は、主として工事請負契約について収益を認識した、未完工事に係る対価に関するものであります。当該資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、契約に基づく義務の履行に先立ち顧客から受領した対価になります。これらは、履行義務を充足するにつれて、もしくは履行した時点で収益に振替えられます。

なお、契約資産は流動資産の「その他」、契約負債は流動負債の「その他」にそれぞれ含まれております。

当連結会計年度の期首時点の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、繰越された金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額についても重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、予想される契約期間が1年を超える未充足の履行義務の残高に金額的重要性がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の充実を目的としております。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	8,000,000株（上限）
③株式の取得価額の総額	（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.55%）
④取得期間	2022年5月13日から2022年11月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付

(追加情報)

(取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び執行役員並びに中核事業会社の取締役（以下、当該役員等という）に対するインセンティブ付与を目的として「役員報酬B I P信託」を導入しております。

役員報酬B I P信託は、既に定めている株式交付規程に基づき当該役員等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社が一括取得し、役位及び在任期間に応じて当該役員等に当社株式を交付いたします。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において1,893百万円、1,004千株であります。

6. 計算書類の「株主資本等変動計算書」

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日 残高	40,000	10,000	12,262	22,262	45,778	45,778	△2,019	106,021
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△6,781	△6,781		△6,781
当期純利益					15,906	15,906		15,906
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							117	117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	9,125	9,125	116	9,241
2022年3月31日 残高	40,000	10,000	12,262	22,262	54,903	54,903	△1,902	115,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 残高	544	544	106,566
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△6,781
当期純利益			15,906
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	210	210	210
事業年度中の変動額合計	210	210	9,452
2022年3月31日 残高	755	755	116,019

7. 計算書類の「個別注記表」

1. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 関連会社株式 その他有価証券	移動平均法に基づく原価法を採用しております。 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
------------------------------	---

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度の負担額を計上しております。

役員報酬B I P信託

当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員において将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、当該取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載の通りです。

(6) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内規に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

- a. ヘッジ会計の方法・・・特例処理によっております
- b. ヘッジ手段・・・金利スワップ取引
- c. ヘッジ対象・・・借入金
- d. ヘッジ取引の種類・・・キャッシュ・フローを固定するもの

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(9) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の期末から適用しております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」

(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

(10) 匿名組合出資の会計処理

当社は匿名組合出資を行っており、当社の子会社であるCEAM合同会社が匿名組合の営業者としての業務を受託しております。匿名組合の財産は営業者に帰属しますが、当該匿名組合は、実質的に当社の計算で営業されていることから、計算書類等においては当該匿名組合の全ての財産及び損益を総額で表示することとし、当該匿名組合の財産である製油所土地を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りは翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがないため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	22,962百万円
関係会社に対する長期金銭債権	0百万円
関係会社に対する短期金銭債務	126,954百万円
関係会社に対する長期金銭債務	675百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,458百万円

(3) 担保資産		
担保資産の内容及びその金額		
土地	123, 200百万円	
担保に係る債務の金額		
銀行取引に係る債務	20, 991百万円	
(4) 偶発債務		
保証債務		
コスモ石油(株)	183, 764百万円	
その他	20, 731百万円	

(5) 財務制限条項

当社の借入金のうち、52, 660百万円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。

<当社の財務制限条項>

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2024年9月30日	15, 600百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1, 566億円以上に維持すること
(2)	2022年4月28日	17, 060百万円	各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1, 520億円以上に維持すること
(3)	2024年4月3日	10, 000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2, 136億円以上に維持すること
(4)	2023年3月31日	10, 000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2, 411億円以上に維持すること

6. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する営業収益	27, 900百万円
関係会社に対する一般管理費	1, 072百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	5, 114百万円
(上記のほか、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。)	

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1, 008, 526株
(内 役員報酬B I P信託に伴う株数	1, 004, 720株)

8. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産	
投資有価証券評価損	1, 199百万円
賞与引当金	336百万円
その他	683百万円
繰延税金資産小計	2, 220百万円
評価性引当額	△1, 443百万円
繰延税金資産合計	776百万円
② 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△246百万円
その他	△59百万円
繰延税金負債合計	△305百万円
繰延税金資産の純額	471百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コスモ石油㈱ (直接所有 100%)	総合石油 事業	経営管理 資金の貸付 債務保証 債務被保証 役員の兼任あり	営業収益 の受取 (注1)	5,809	未収入金	828
				資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	202,632	関係会社 短期貸付金	212,094
				利息の受入 (注4)	2,703	—	—
				保証債務の 引受(注5)	183,764	—	—
				債務被保証 (注6)	195,105	—	—
子会社	コスモ石油マーケティング㈱ (直接所有 100%)	石油製品販売、 カーリース等	経営管理 資金の貸付 債務保証 債務被保証 役員の兼任あり	営業収益 の受取 (注1)	4,063	未収入金	578
				資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	32,924	預り金 関係会社 短期貸付金	48,641 768
				利息の受入 (注4)	189	—	—
				利息の支払 (注4)	257	—	—
				保証債務の 引受(注5)	2,880	—	—
子会社	コスモ石油販売㈱ (間接所有 100%)	石油製品の販 売	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	6,987	預り金	4,312
				利息の支払 (注4)	48	—	—
子会社	コスモ石油プロパティサ ービス㈱ (間接所有 100%)	給油所設備等 の管理 及び賃貸	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	73,218	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	5,152 67,041
				利息の受入 (注4)	852	預り金	908
				利息の支払 (注4)	1	—	—

種類	会社等の名称 (議決権の所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	コスモ松山石油㈱ (間接所有 100%)	石油化学製品 の製造・販 売、石油類の 保管・受扱	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3) 利息の受入 (注4)	24,227 185	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 —	12,436 12,727 —
子会社	コスモエンジニアリング ㈱ (直接所有 100%)	建設・工事の 請負	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の預 託 (注3) 利息の支払 (注4)	7,198 34	預り金 —	9,410 —
子会社	コスモエネルギー開発㈱ (直接所有 100%)	エネルギー資 源開発事業の 戦略策定、企 画立案	経営管理 資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3) 利息の受入 (注4) 利息の支払 (注4)	8,968 85 2	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 預り金 — 未払金	5,000 3,448 1,515 — 1
子会社	C E A M合同会社 (直接所有 99%)	不動産管理	匿名組合契約による 出資	投資収益 (注7)	4,474	—	—
子会社	丸善石油化学㈱ (直接所有 41%) (間接所有 10%)	石油化学製品 の製造・販売	資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3) 利息の受入 (注4) 利息の支払 (注4)	52,290 292 131	預り金 未収入金 未払金	52,751 23,000 145 76
子会社	コスモエコパワー㈱ (直接所有 100%)	風力発電事業	資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3) 利息の受入 (注4) 保証債務の 引受(注5)	21,755 134 7,056	関係会社 短期貸付金 未収入金 —	10,166 71 —

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業収益の受取額は、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。

(注2) 運転資金の貸付であり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注3) 当社のグループ金融制度に基づくものであり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注4) 市場金利等を勘案し決定しております。

(注5) 金融機関からの借入及び契約履行に対して、保証をしております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金及び当社の発行する社債に対して、連帯保証を受けております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注7) 信託銀行は、匿名組合の財産である信託受益権に係る信託土地をコスモ石油㈱に賃貸していますが、当該匿名組合は、実質的に当社の計算で営業されていることから、損益計算書上、土地賃貸収入を「営業収益」に含めて表示しております。賃料は、不動産鑑定評価額に基づいております。

1.1. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

当社は総合石油事業等を行う傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を主たる事業としており、収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金からなります。経営指導料については、契約にて約束されたサービスを顧客に提供した時点において、当該サービスに対する支配が顧客に移転することにより、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された金額で収益を認識しております。また、受取配当金は効力が生ずる日に収益を認識しております。

1.2. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

1,385円11銭
189円96銭

1.3. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

なお、詳細については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

1.4. 追加情報

(取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員並びに中核事業会社の取締役(以下、当該役員等という)に対するインセンティブ付与を目的として「役員報酬B I P信託」を導入しております。

役員報酬B I P信託は、既に定めている株式交付規程に基づき当該役員等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社が一括取得し、役位及び在任期間に応じて当該役員等に当社株式を交付いたします。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において1,893百万円、1,004千株であります。

以上